

井波都市計画道路の変更（南砺市決定）

都市計画道路中 3・6・2 号金屋線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・2	金屋線	南砺市 井波字 堀之内	南砺市 井波字 庚申塚	南砺市 井波	約 440m	地表式	2 車線	11m	幹線街路 と平面交 差 3箇所	

理由

井波都市計画道路について、近年の人口減少や公共投資の縮減等の社会経済情勢変化及び市街地や道路整備の状況を踏まえて、その見直しを行うものである。

また、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴い、車線数を定めることが必要となったことから、併せて車線数を決定するものである。

変更理由書

井波都市計画道路については、近年の人口減少、少子高齢化の進行、公共投資の縮減等、社会経済情勢の変化と共に、まちづくりの方向性や道路の必要性に変化が生じて来たため、長期未着手となっている路線を対象に「富山県都市計画道路見直しの基本的指針（平成 17 年 9 月）」に基づく評価を行い、次のとおり変更するものとする。

3・6・2号金屋線

(1)変更前路線の概要

本路線は、昭和 28 年に井波市街地の住宅・準工業地域の骨格をなす道路として計画決定された都市計画道路であり、南砺市本町四丁目地内を起点とし、同市井波字庚申塚地内を終点とする延長約 650m の幹線街路である。整備状況については、起点から井波字堀之内地内（都市計画道路今町線交差部）までの約 210m は未整備、井波字堀之内地内（都市計画道路今町線交差部）から終点までの約 440m は整備済となっている。

(2)変更内容

本路線のうち、起点から井波字堀之内地内（都市計画道路今町線交差部）までの延長約 210m の区間を廃止し、起点を本町四丁目地内から井波字堀之内地内（都市計画道路今町線交差部）に変更し、計画延長を約 440m に変更する。

(3)変更の必要性

今回廃止を予定している当該路線起点側の約 210m の区間については、現在、住宅・店舗併用住宅が立地しており、都市的未利用地がほとんどないため、本路線の整備により市街地の空洞化やコミュニティの低下を招く恐れがある。また、当該区間を廃止しても交通計画上支障ないことから、道路整備の状況を勘案し、当該区間について廃止するものである。

また、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴い、車線数を定めることが必要であることから、車線数を 2 車線に決定するものである。

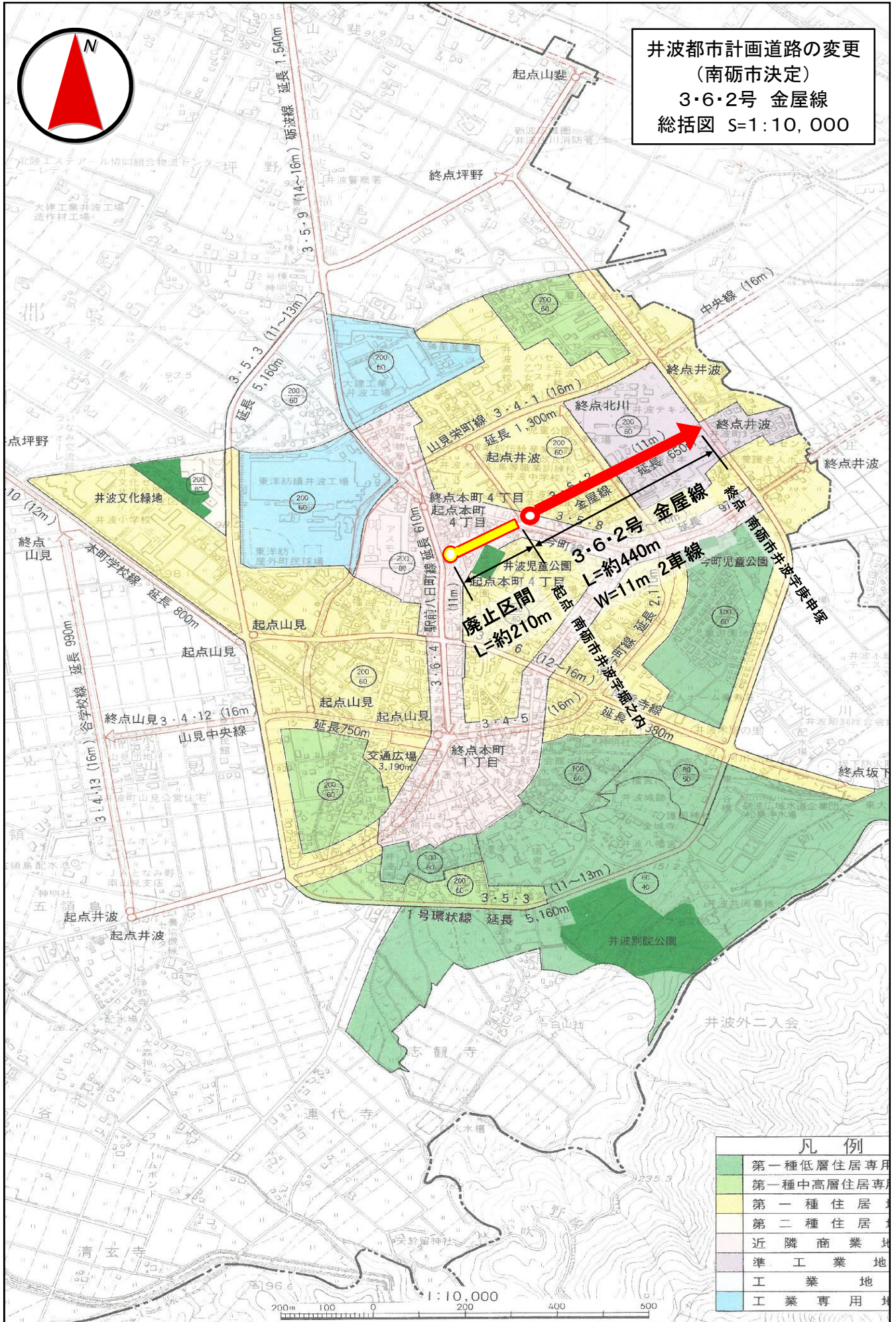
井波都市計画道路の変更（新旧対照表）

3・6・2号金屋線

		変更前	変更後
名称	番号	3・6・2	同左
	路線名	金屋線	同左
位置	起点	南砺市本町四丁目	南砺市井波字堀之内
	終点	南砺市井波字庚申塚	同左
	主な経過地	南砺市井波	同左
区域	延長	約 650m	約 440m
構造	構造形式	地表式	同左
	車線の数	未決定	2 車線
	幅員	11m	同左
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 4 箇所	幹線街路と平面交差 3 箇所



井波都市計画道路の変更
(南砺市決定)
3・6・2号 金屋線
総括図 S=1:10,000



廃止区間
L=約210m

3・6・2号 金屋線
L=約440m
W=11m 2車線

凡例	
	第一種低層住居専用
	第一種中高層住居専用
	第一種住居
	第二種住居
	近隣商業地
	準工業地
	工業地
	工業専用

1:10,000
200m 100 0 200 400 500